

建設分野における外国人材の受入れ

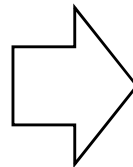
建設分野における外国人材受入れの基本

建設分野における外国人材の受入れの背景

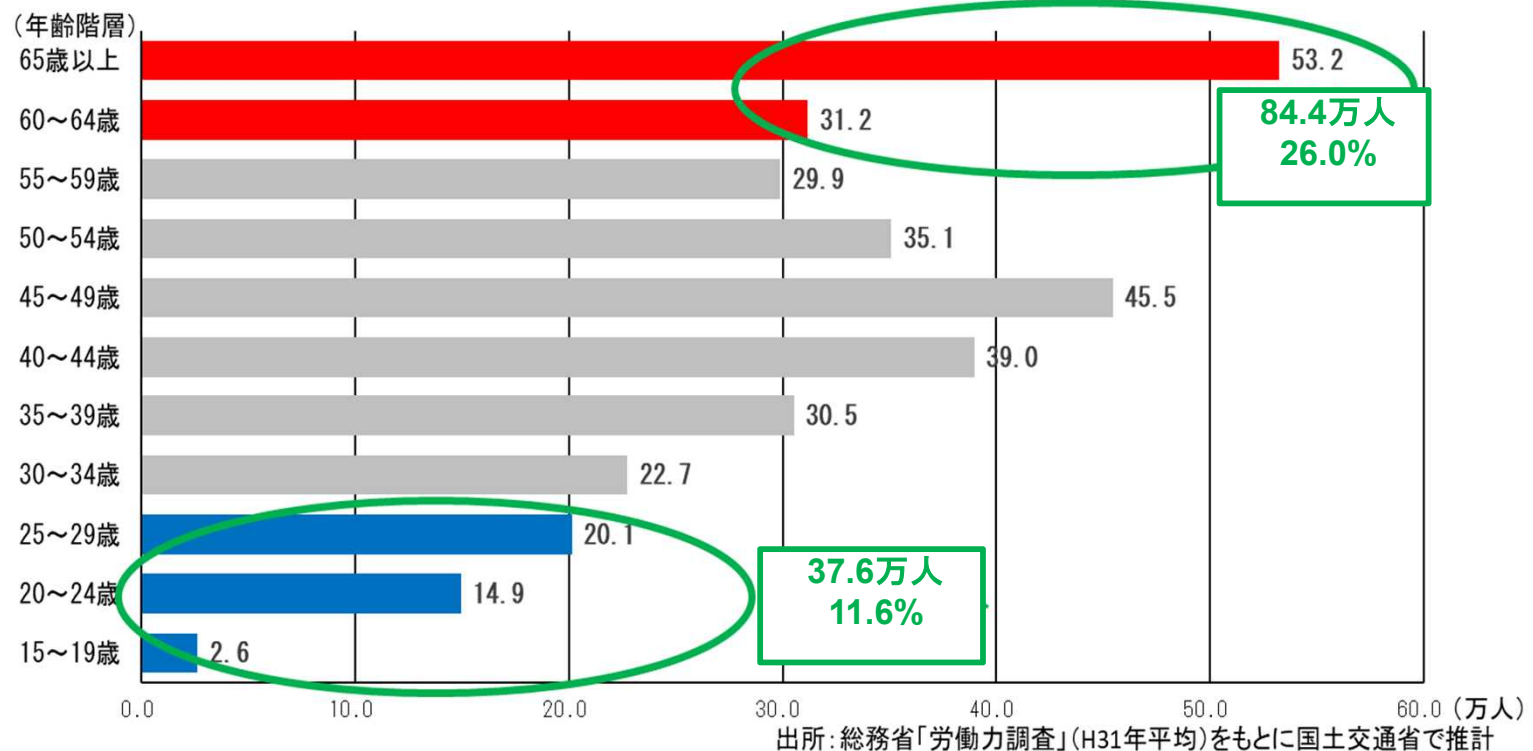
- 技能者の高齢化が進む建設業では、将来にわたって担い手を確保していくことが業界全体の重要な課題。
- 将来的に、生産性向上を図りつつ、働き方改革や処遇改善により国内人材確保の取組を行ってもなお不足する分を、外国人材の受入れによって中長期的に確保していく必要。

＜年齢階層別の建設技能者数＞

- 全体の約4分の1が60歳以上
10年後にはその大半が引退
- 一方、29歳以下の割合は全体の約1割



- 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題
- 担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を
一体として進める必要



建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から8倍以上に増加（1.3万人→11.1万人）
- 在留資格別では技能実習生が最多（2020年：7.7万人）で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始、受入れをスタートして以降、人数は着実に増加中

建設分野に携わる外国人数

（単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (注)
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	4,260
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	1,319

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

（注）外国人建設就労者・特定技能外国人は、2020年12月末時点、その他は2020年10月末時点

1号特定技能外国人の受入状況（2020年12月末時点）

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	991	120	63	51	34	24	16	10	10	1,319

職種別の状況

単位：人

職種	建設機械 施工	鉄筋施工	型枠施工	とび	左官	内装仕 上げ	コンクリート 圧送	配管	建築大工	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	土工	合計
人数	330	230	214	149	127	100	58	36	33	16	11	7	6	2	1,319

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

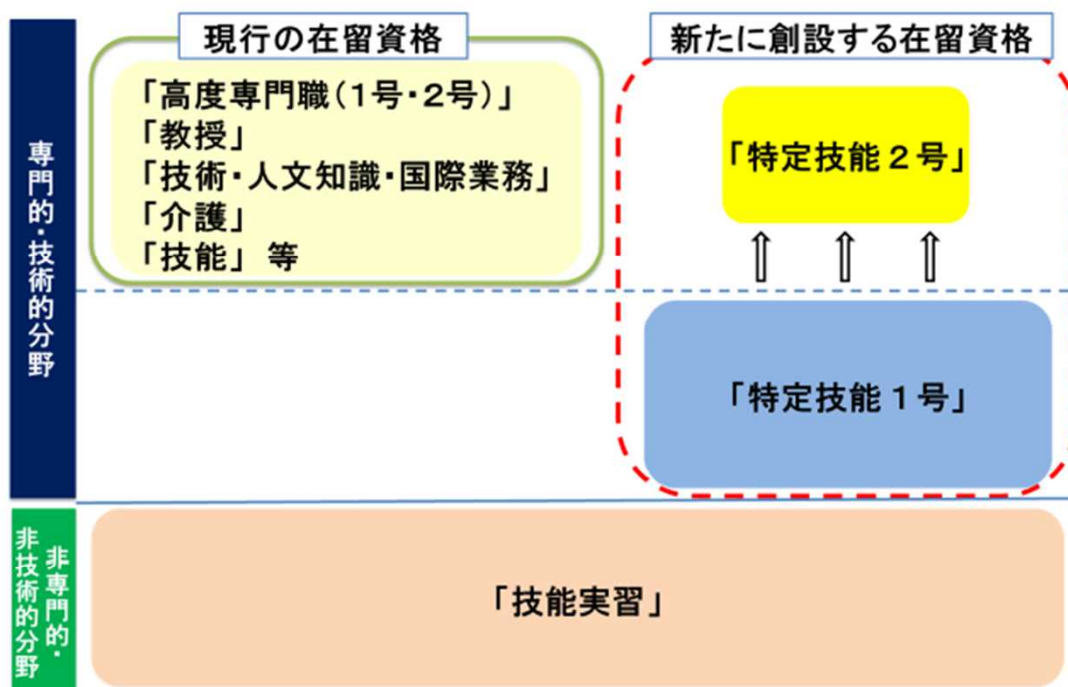
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

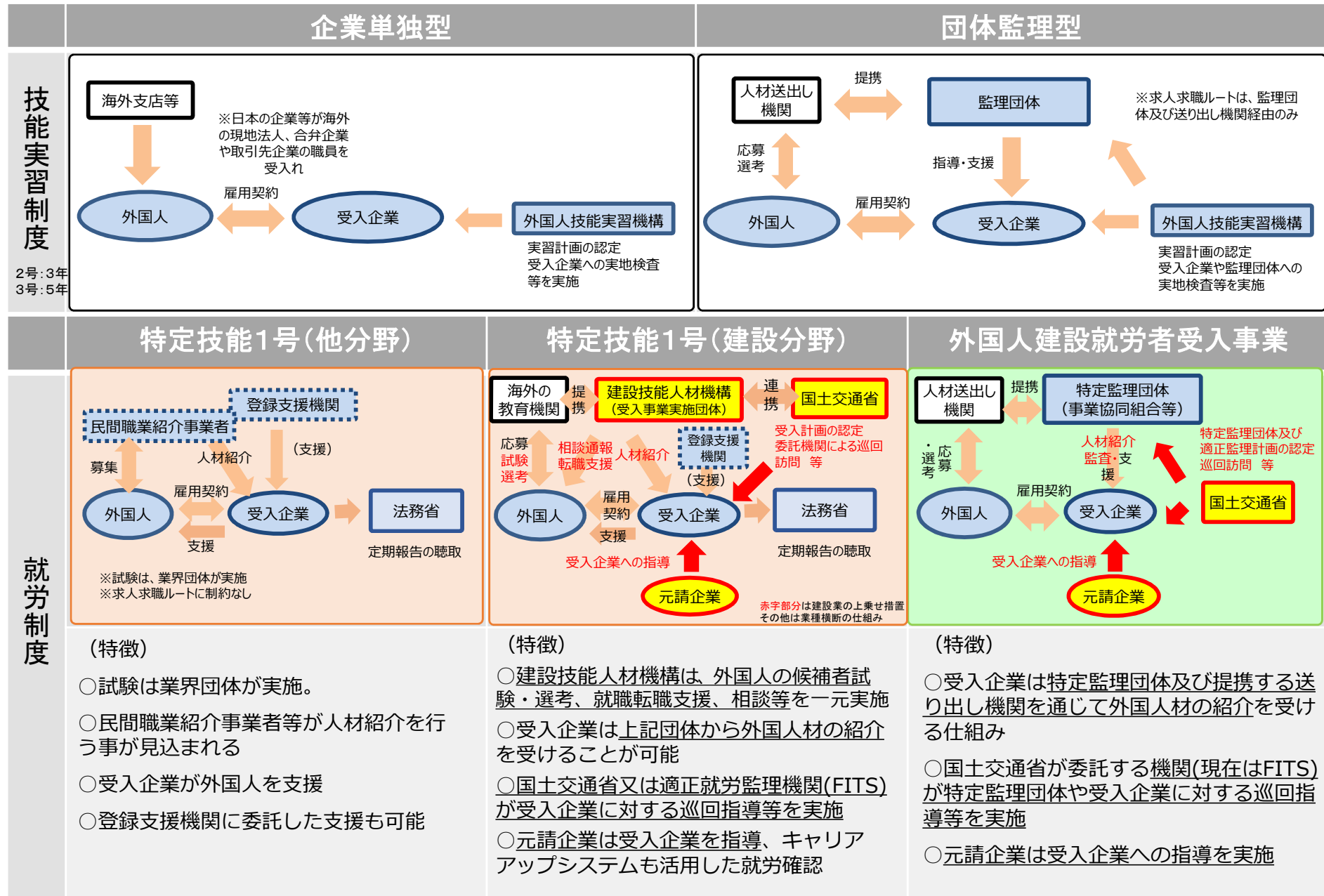
特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



外国人受入の仕組みについての制度比較一覧

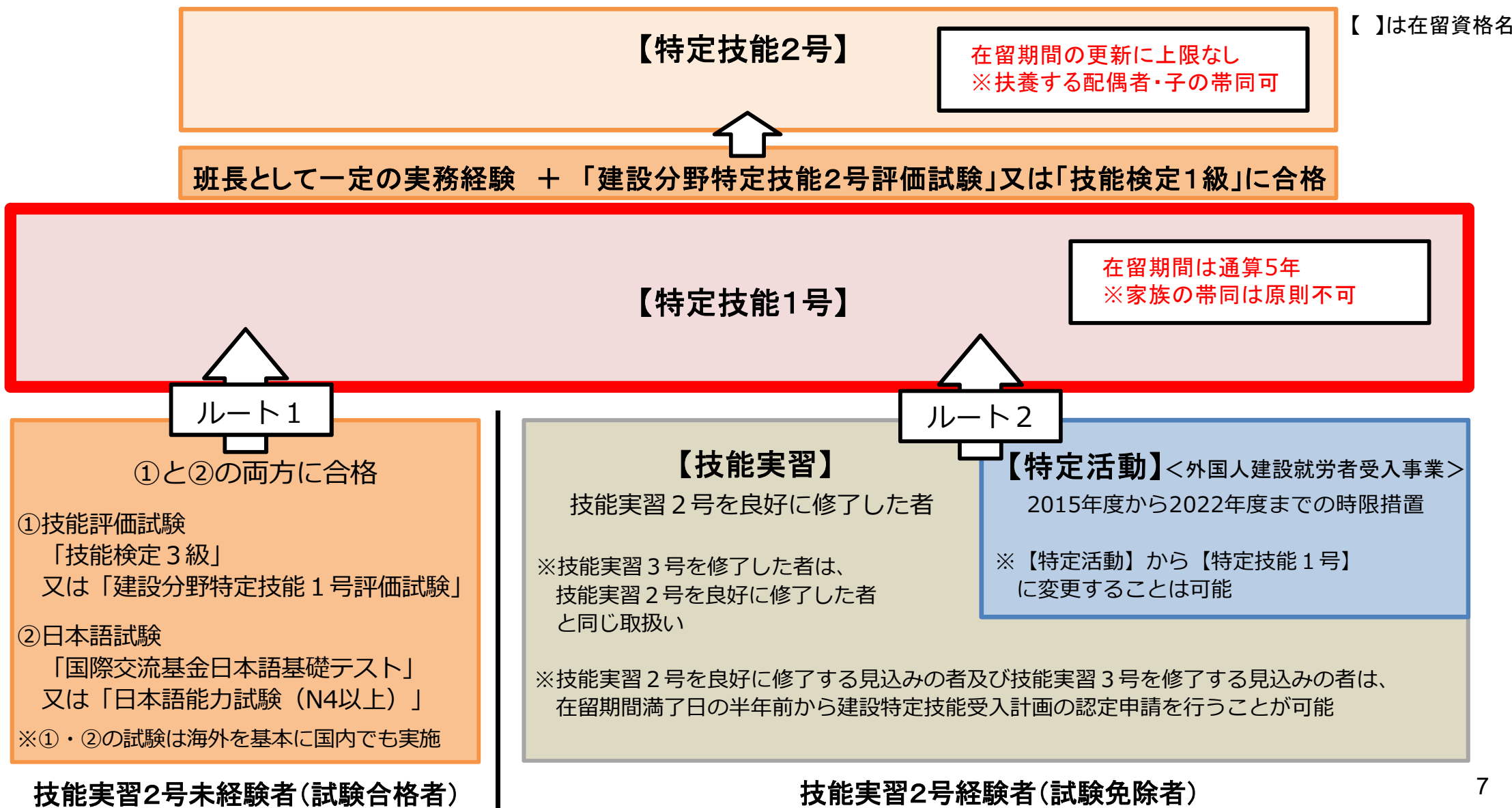


【参考】特定技能と技能実習の比較表

	特定技能（建設分野）	技能実習
目的	担い手確保	国際技能移転、国際協力
対象者のレベル	即戦力となる人材、技能実習2号終了レベル （技能検定3級・日本語能力N4レベル）	一定の経験あり （ただし例外的に未経験者も対象）
在留期間	1号：5年　2号：制限なし	2号：3年　3号：5年
人材紹介を行う主体	（一社）建設技能人材機構（JAC）による無料人材紹介を受けることが可能（義務ではない） ※有料職業紹介事業者からの紹介は不可	監理団体からの人材紹介
教育	政府間協力に基づき、入国前に、JACと提携する建設職業訓練校等による技能教育、N4レベルの日本語教育を実施（6～8ヶ月（想定））	原則入国後に、日本語、生活知識等（原則2ヶ月） ※入国前講習を実施する場合、入国後講習の期間短縮あり
受入費用	機構に対する受入負担金の納入 訓練・試験コース：月2万円@人 試験コース：月1万5千円@人 試験免除コース：月1万2500円@人	監理団体への監理費の納入 月3～6万円@人 ※国交省調べ
行政手続	- 国土交通大臣による受入計画認定 - 国土交通省への受入報告 - 法務大臣による在留資格審査 - 法務大臣への支援計画提出 - 地方入管局への就労状況等の届出	ー - 法務大臣による在留資格審査 - 外国人技能実習機構への技能実習計画の認可届出、実習実施状況の届出
監理	適正就労監理機関による巡回指導又は国の監査	監理団体による訪問指導
転職	自発的な意思に基づく転職は可能	転職には、雇用先、監理団体の同意を得て、実習計画の変更等が必要であり、事実上困難

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

- 特定技能 1 号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの 2 パターン存在。
- **特定技能 2 号は、在留期限の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格**であり、班長として一定の実務経験等が必要。



技能実習等と特定技能の受入対象職種の対応関係

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	107
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	565
	内外装板金作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	325
建具製作	木製建具手加工作業	123
建築大工	大工工事作業	1,862
型枠施工	型枠工事作業	3,733
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	3,639
とび	とび作業	8,403
石材施工	石材加工作業	185
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	273
かわらぶき	かわらぶき作業	170
左官	左官作業	980
配管	建築配管作業	1,155
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	290
内装仕上り施工	プラスチック系床仕上り工事作業	1,777
	カーペット系床仕上り工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上り工事作業	
表装	カーテン工事作業	245
	壁装作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	128
防水施工	シーリング防水工事作業	1,048
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	282
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	17
建設機械施工	押土・整地作業	3,717
	積み込み作業	
	掘削作業	
	締固め作業	
築炉	築炉作業	87
鉄工(※)	構造物鉄工作業	(1,513)
塗装(※)	建築塗装作業	(4,992)
	鋼橋塗装作業	
溶接(※)	手溶接	(1,000,8)
	半自動溶接	

※職種別技能実習2号計画の認定数(R1)

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ／表装
コンクリート圧送
建設機械施工

特定技能において新たに設ける業務区分（技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土木工（※2020年から追加）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

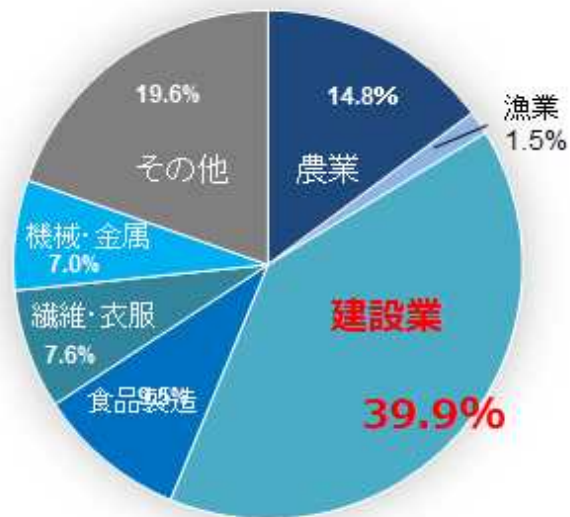
技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、13職種22作業が特定技能の受入対象となった

⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー（H29実績ベース）

※建設業者が実習実施機関である場合に限る。認定数は建設業者以外も含む。

○技能実習においては、建設分野では他分野に比して突出した割合の失踪者・問題が発生
 ○その一因には、一部の監理団体において、十分な監理が行われていなかったことがあると考えられることから、**特定技能制度では、国交省による企業の受入計画の審査や、JACの加入を始め、建設業界全体としての外国人受入れの仕組み・ルールの遵守を企業に課し、適正な受入れを実現**

- 技能実習制度では、**建設分野の失踪者数が全体の失踪者数の約40%を占める**



○全分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	424,394人	9,052人	約2.1%

○建設分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	45,990人	3,615人	約7.9%

- 建設業における**技能実習実施企業の約8割に労働法令違反が発覚**

・労働基準監督署による技能実習生受入企業への監督指導結果

	指導実施事業者数	違反者数	主な違反事項		
R1 (H31)	1,317	1,048 (79.6%)	賃金台帳	割増賃金	賃金の支払い
			358(27%)	357(27%)	290(22%)

- ・【参考】建設業企業全体の約6割に労働法令違反が発覚

※労働基準監督署による建設企業への定期監督指導結果（H30）

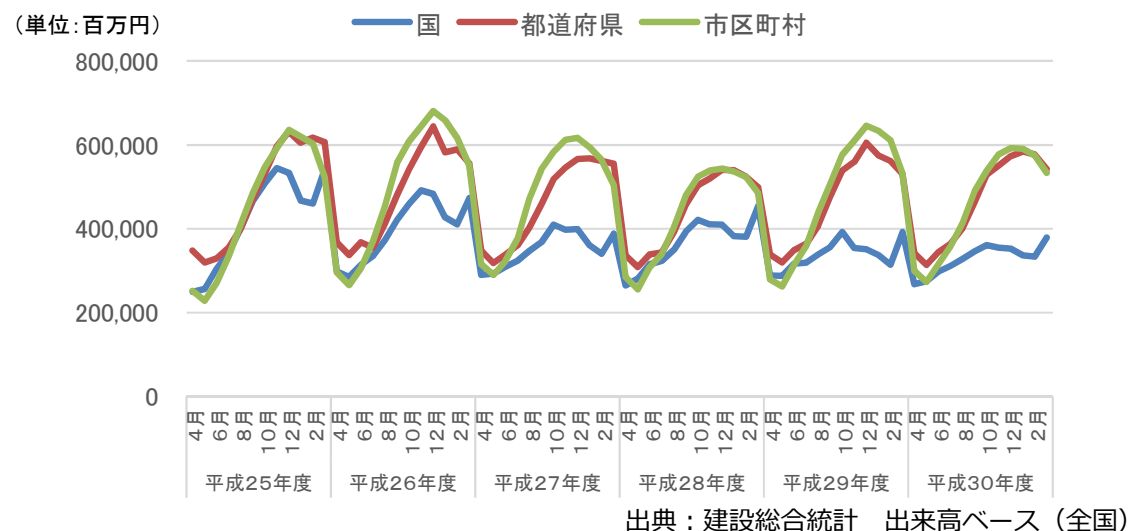
指導実施事業者数44,068社のうち、違反者数27,929社（63.4%）

建設分野独自の仕組みの必要性②

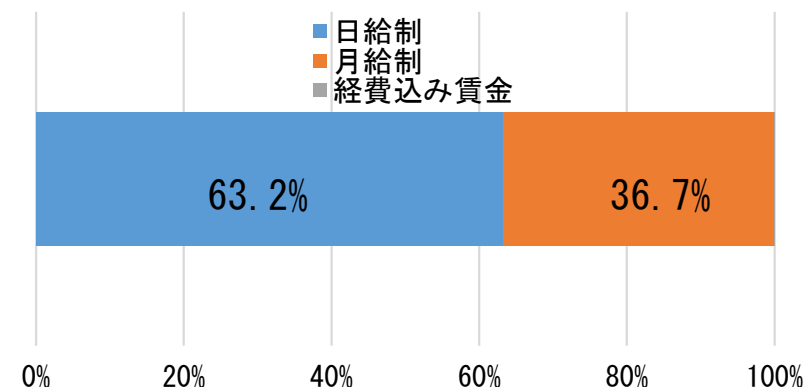
○建設分野の特定技能外国人の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、**建設産業の特性を踏まえ、建設分野特有の基準を設定**

課題1：建設業は、季節による**受注量の変動**が激しい業種。技能労働者の賃金は**6割が日給制**で仕事がないと手取り賃金さが下がる

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



月給制を義務化



平成29年10月労務費調査より

課題2：建設業は、受注した工事ごとに**就労する現場が変わる**

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い



建設キャリアアップシステムの登録義務化

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の**専門工事業者**で、中小零細業者が大半



**建設業許可を要件化
受入人数枠の設定**

- 技能実習生失踪者の約4割を建設分野が占めていたことなどを踏まえ、建設分野における特定技能外国人の受入れにあたっては、**他分野にはない、建設分野独自の適正な就労環境確保の仕組みを構築**
- 民間の取り組みのみに任せきりにすることなく、**業所管省庁である国土交通省の指導のもと、建設業の業界団体が立ち上げたJAC、そして適正就労監視機関であるFITSが外国人の受入れに適切に関与し、受入企業と特定技能外国人材の双方が安心して雇用・就労できる環境を整備**

全分野共通の
仕組み



建設分野だけの仕組み

国交省による計画審査・認定

J A Cによる建設業界としての外国人受入れ

F I T Sによる適正就労監視



外国人の
適正な
処遇確保

ルールを守らない/
公平負担をしない
アウトサイダー・
フリーライダーの排除

企業と外国人の
信頼関係構築

不法就労・
失踪抑制

建設業の
担い手の
長期的な
確保

受入企業に求められること

自分の企業に研修に来ている技能実習生にもっと長く自分の企業にいて欲しい、
と考えている建設企業は多いと思います。

令和元年度より特定技能制度が始まり、建設分野のほとんどの職種の技能実習生が、
試験なしに在留資格「特定技能」への切替えが可能になっていますが、

特定技能は技能実習とは異なり、外国人材を日本に必要な労働力として受入れる制度です。

**特定技能外国人を受け入れる全ての企業が、特定技能制度の仕組み、特に建設分野特有の仕組みを
きちんと理解した上で、特定技能外国人を受け入れる必要があります。**



1. 受入企業は、（一社）建設技能人材機構（J A C）に直接又は間接的に加入することが必要
2. 受入企業と建設特定技能外国人は、建設キャリアアップシステム（C C U S）に登録することが必要
3. 受入企業は、建設業法第 3 条の許可をとることが必要
4. 受入企業は、以下 2 つの申請をし、それぞれ認定を受けることが必要
 - ①国土交通省（地方整備局等）への建設特定技能受入計画の申請
 - ②出入国在留管理庁（地方出入国在留管理局）への在留資格審査の申請
5. 受入企業は、外国人の受入れ後、受入れ後講習を受講させることが必要
6. 計画通りの適正な就労を行っているかどうか、巡回指導等により確認を受けることが必要

【参考】建設特定技能受入計画の認定基準

- 建設業法第3条の許可
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入
- **同一技能・同一賃金、月給制、昇給**
- 重要事項について、母国語による書面での事前説明
- 特定技能外国人の受入れ後、受入れ後講習を受講させること
- 特定技能外国人の受入れ後、巡回指導による確認を受けること 等

同等の技能を有する日本人と同等額以上

- ① 社内の同等技能の日本人技能者との比較
(⇒経験年数の差で賃金に差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は×。最低賃金レベルは×)
- ② 同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと
(⇒各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に)
- ③ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮
※このほか、同一企業内で受入れ実績のある技能実習生及び外国人建設就労者との比較の観点からも審査を行う。

安定的な賃金支払い

- 天候や受注状況によって報酬（基本給）が大きく変動しない支払方法（月給制）の採用
- ・ 休業時の休業手当（60%以上）支給
 - ・ 天候による休業を有休処理しない

技能習熟に応じた昇給

- ① 在留中の技能習得計画
- ② 技能習得に応じた昇給（建設キャリアアップシステムの能力評価と連動）

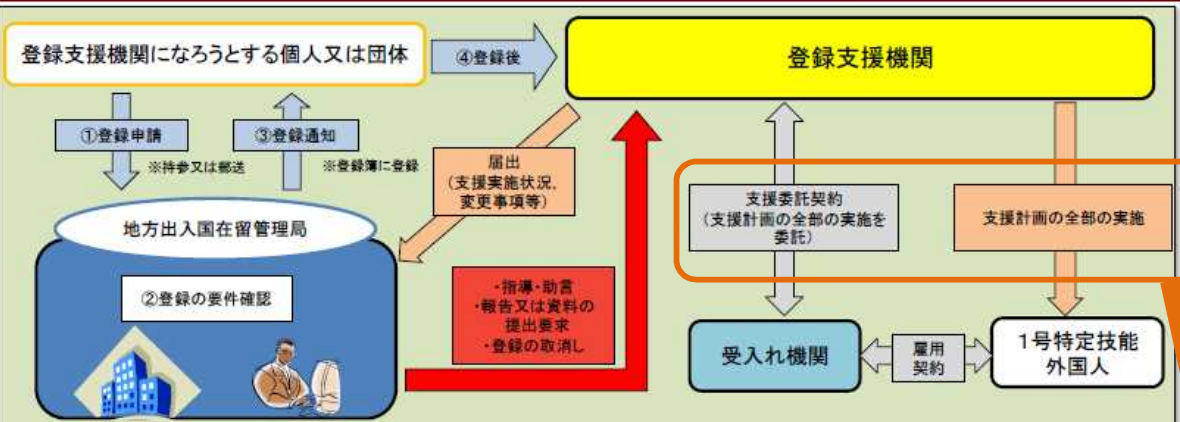
企業が自ら外国人の支援を行うのが基本(法務省特定技能外国人支援計画)

企業は外国人に対して10つの支援を行う必要があります。監理団体の支援が必須である技能実習とは異なり、**特定技能**では自社で責任を持って支援を行う必要があります。一定の要件(※)を満たせば受入企業自ら全ての支援を行うことも可能ですが、建設分野では、**JAC/FITSのサポート**を利用することもできます。 ※外国人支援の実績や過去の法令違反がないこと等



登録支援機関とは

登録支援機関とは



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

登録支援機関

= 法務省に提出する特定技能支援計画では、以下の10つの支援について記載する必要。これら支援は企業が行うのが基本であるが、登録支援機関は、企業に代わってこれらを行う機関

！ポイント①！

監理団体が必須の技能実習とは異なり、**登録支援機関の利用は必須ではありません。**

<法務省特定技能支援計画で求められる10つの支援>

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等

⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

！ポイント②！

登録支援機関の役割 ≠ 技能実習の監理団体の役割

登録支援機関のサービスの中に右の10つの支援以外が含まれていたら、それは特定技能で必須の支援ではなく、あくまでも登録支援機関が提供するオプション。頼むかどうかは企業が判断すべきものです。

！ポイント③！

行政書士法及び弁護士法により、**行政書士または弁護士でない者が報酬を得て、自ら特定技能の申請書等の行政書類を作成することは禁じられています。**

登録支援機関等の外部機関に手続きを依頼する時は要注意！

監理団体に対して監理費等を支払う技能実習とは異なり、**特定技能では、J A Cに対して、受入負担金及びJ A C加入費（J A C正会員である建設業の全国団体に加入していれば不要）等を支払う必要があります。**

なお、これらJ A Cに支払う費用には、渡航費、送出し手数料、支援のための費用等は含まれておりません。**受入企業自らが支援の全てを行う（J A C、F I T Sのサービスの利用も可）** ことができない場合には、登録支援機関に委託費を支払って支援を委託する必要があります。

特定技能

JAC等に支払う費用

JAC受入負担金

（1.25～2万円（※）／月・人）

JAC加入費

（JAC正会員である建設業の全国団体に加入又はJ A C賛助会員）

FITS受入れ後講習費（1回のみ、約1.5万円）

※事前巡回指導を受ければ不要

登録支援機関全部委託

（平均2～3.5万円（※）／月・人）

O
R

JAC/FITSに一部委託

一定の要件を満たせば、
自社で全ての支援を
行うことが可能

※特定技能では、職業安定法により有料の職業紹介サービスの利用は禁じられています。

【参考】

技能実習

監理団体等に支払う費用

監理団体の監理費

（平均4～5万円（※）／月・人）

訪問指導費・各種講習費・送出機関への支払い等

その他実費

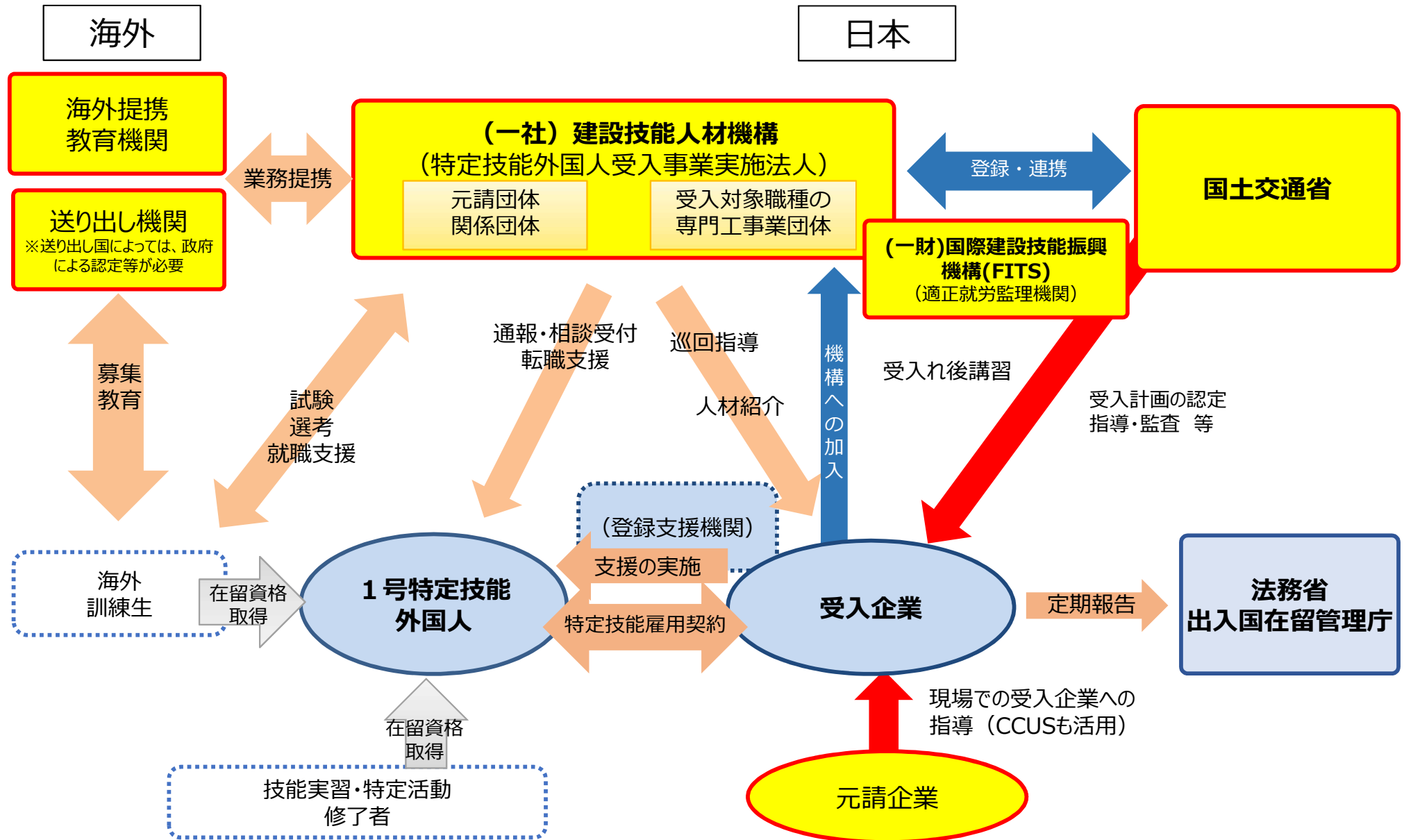
組合加入費、送迎費、訪問交通費等

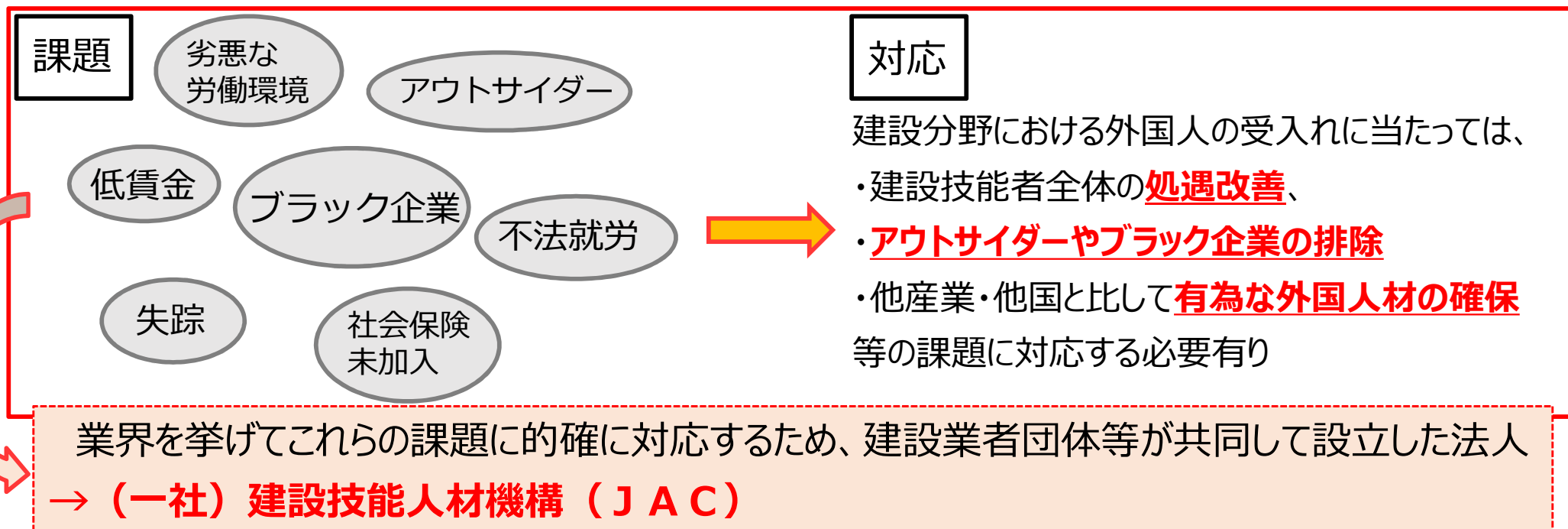
人材紹介費

往復渡航費・送出し手数料

（※）国交省調べ

JAC・FITSの事業概要





✓（一社）建設技能人材機構（J A C）の役割

全ての受入企業が所属！
多数職種が正会員団体として加入！
国土交通大臣の登録団体！

公正競争・適正就労の
ルール遵守・ルールを
守らない企業の排除

- ・外国人受入に係る行動規範（次ページ）の遵守徹底
- ・適正就労監理機関と連携し、1号特定技能外国人へ就労支援

民間職業紹介
事業者の役割を
代替

- ・無料職業紹介事業
- ・特定技能1号評価試験合格者の就職あっせん

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入の実現に向けた建設業界共通行動規範

(2019年4月1日 (一社) 建設技能人材機構 総会決議)

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. **同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇**
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした**待遇の差別的取扱の禁止**
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. **建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進**
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず**悪質な引抜行為を禁止**
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. **建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底**、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財) 国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応**を実施
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正**のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保

＜正会員＞ 41団体

2021年4月2日現在

職種	団体名
型枠施工	(一社) 日本型枠工事業協会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
トンネル推進工	(公社) 日本推進技術協会
建設機械施工	(一社) 日本機械土工協会 (一社) 日本発破・破砕協会 (一社) 全国基礎工事業団体連合会 (一社) 日本建設機械レンタル協会 (一社) 日本基礎建設協会
土工	(一社) 日本機械土工協会 (再掲) (一社) 全国中小建設業協会 (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会 (一社) 日本道路建設業協会 (一社) 全日本漁港建設協会 (一社) 全国特定法面保護協会
屋根ふき	(一社) 全日本瓦工事業連盟
電気通信	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
鉄筋施工	(公社) 全国鉄筋工事業協会
鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会

＜賛助会員＞

賛助会員 (団体)	賛助会員 (企業)
(一社) 日本建設機械施工協会	建設企業587社

職種	団体名
内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
とび	(一社) 日本鳶工業連合会 (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
建築大工	全国建設労働組合総連合 (一社) ツーバイフォー建築協会 (一社) 日本在来工法住宅協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
配管	全国管工事業協同組合連合会
建築板金	(一社) 日本金属屋根協会 (一社) 日本建築板金協会 (一社) 全国ダクト工業団体連合会
保温保冷	(一社) 日本保温保冷工業協会
吹付ウレタン断熱	(一社) 日本ウレタン断熱協会
海洋土木工	日本港湾空港建設協会連合会
元請ゼネコン他	(一社) 日本建設業連合会 (一社) 全国建設業協会 (一社) 日本道路建設業協会 (再掲) (一社) 全国中小建設業協会 (再掲) (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会 (一社) 日本電設工業協会 (一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 全国防水工事業協会 (一社) マンション計画修繕施工協会

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに加入又は (一社) 建設技能人材機構に賛助会員として加入していれば、特定技能外国人の受入れはいずれの職種でも可能

◆特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組



適正就労監理

○適正就労監理

- ・特定技能外国人からの苦情・相談への母国語での対応、巡回指導等を適正就労監理機関（（一財）国際建設技能振興機構 F I T S）への委託により実施。

○教育訓練・技能試験

- ・海外の関係機関等と連携し、特定技能外国人となる外国人に対し、日本語や技能・安全衛生教育等の教育訓練を実施。
- ・関係建設業団体と連携し、特定技能評価試験の実施と試験実施に付随する各種調整、会場の確保、受験者の募集、試験官の派遣や資機材の調達等を実施。

教育訓練・
技能試験

無料職業紹介
事業

○無料職業紹介事業

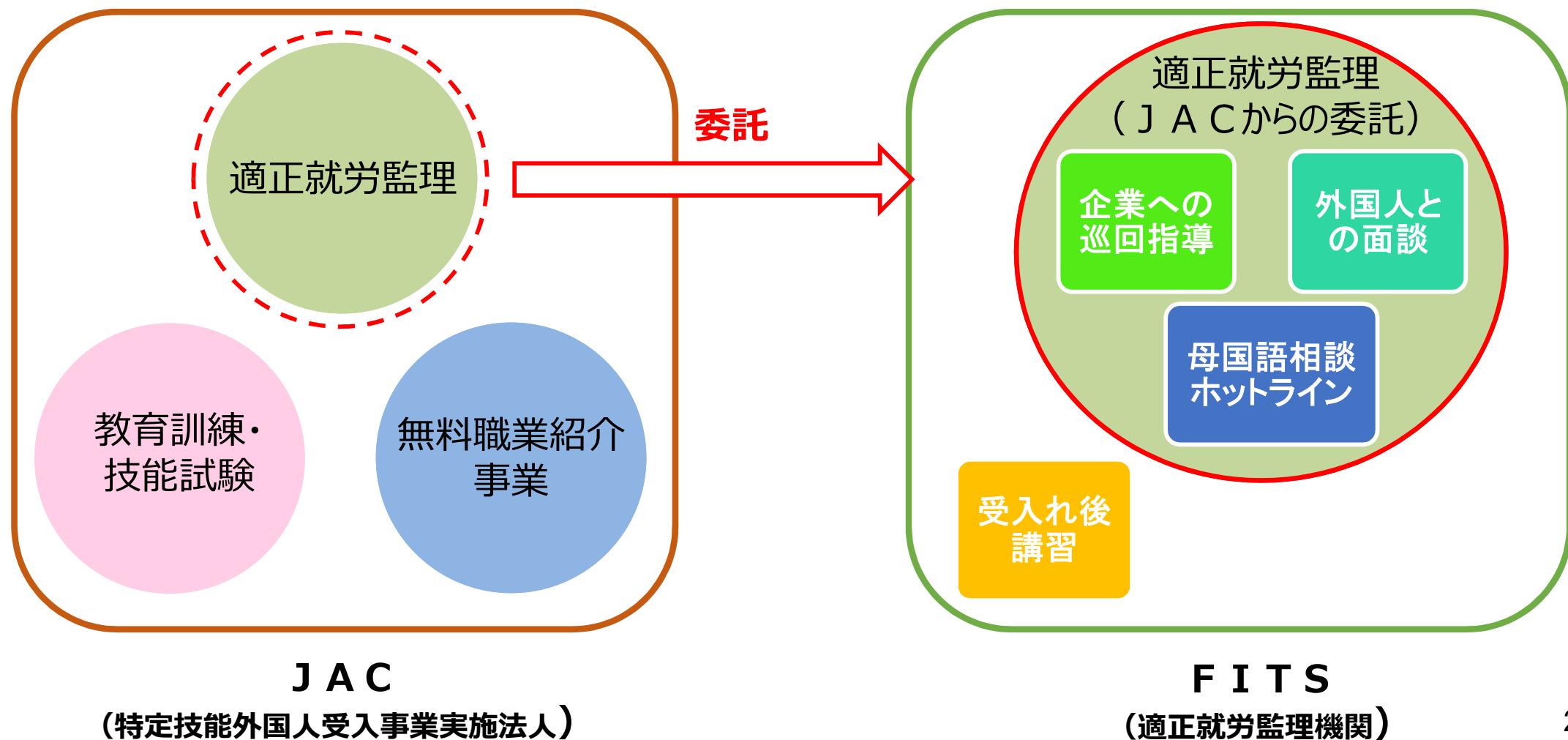
- ・特定技能外国人の受入れを希望する建設企業からの求人情報等を集約し、建設分野特定技能 1 号評価試験の合格者や技能実習 2 号修了者等の外国人材とマッチングを実施。

制度周知
グッドプラクティスの普及

○制度周知・グッドプラクティスの普及

- ・特定技能外国人の受入れを希望する建設企業への説明会の開催等を通じた、企業への制度周知。
- ・国土交通省と共催により「優秀外国人建設就労者表彰」を実施し、優れた技能を持つ外国人材と、企業を表彰し、グッドプラクティスを普及。

JACは、告示に基づき、適正就労監理事業について、2015年からの建設就労者受入事業で巡回指導の実績・ノウハウを豊富に有し、国土交通省が認めた適正就労監理機関である**FITS**に委託して実施します。

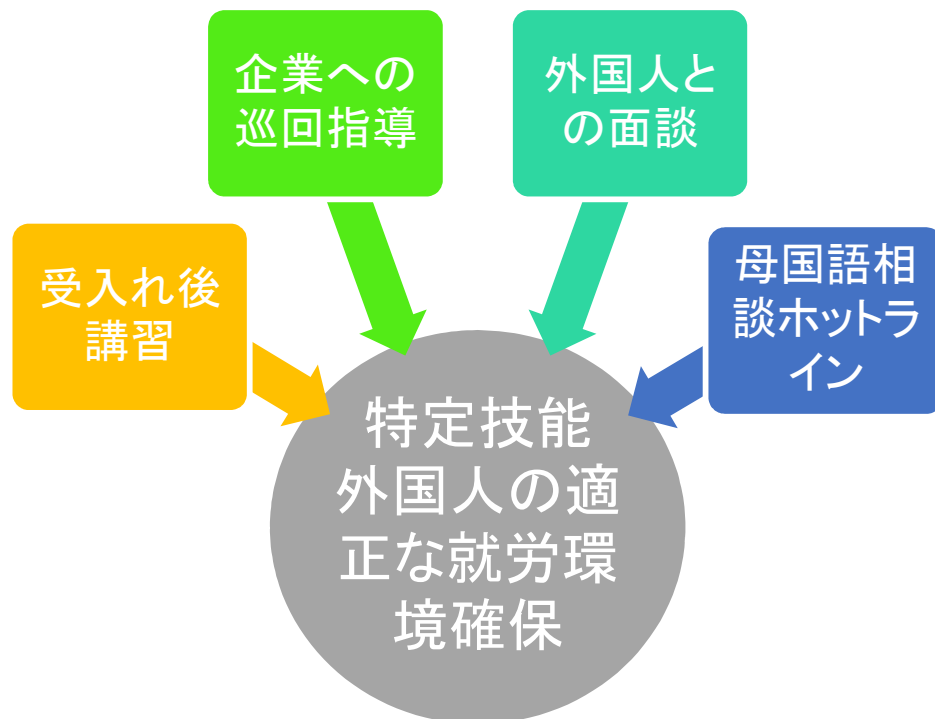


(一財)国際建設技能振興機構(FITS)について

FITSは、国交省より以下の実績を評価され、国交省告示に基づき、中立的な立場から、特定技能外国人の就労状況の継続的な確認を実施する**適正就労監理機関**として認められた機関です。

- 2015年以降、建設就労者受入事業の制度推進事業実施機関として、4,000件を超える巡回指導を実施し、賃金支払い等に係る改善指導を実施
- 巡回指導時の外国人との母国語での面談のほか、母国語相談ホットラインを開設し、5か国語（中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語）により外国人からの相談や苦情に丁寧に対応。外国人就労者が相談しやすい日曜日にも窓口を開設。

適正就労監理機関としての FITSの役割



○設立年月日

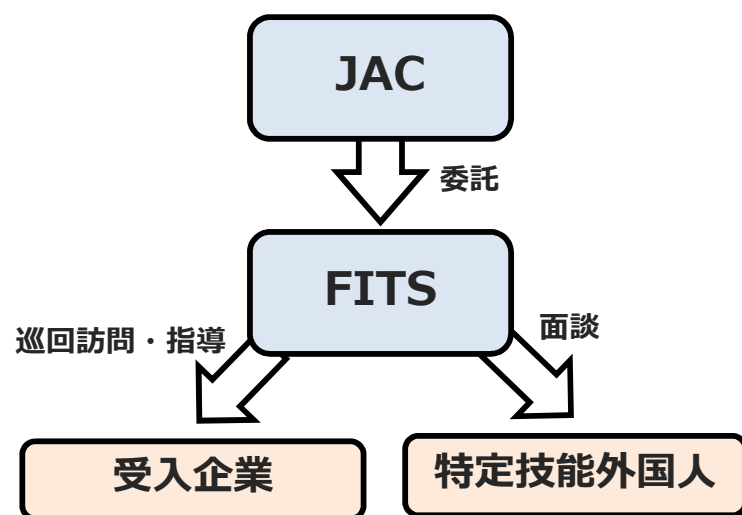
平成27年1月15日

○所在地

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-4-3 竹内ビル6F

電話: 03-6206-8877 FAX: 03-6206-8889

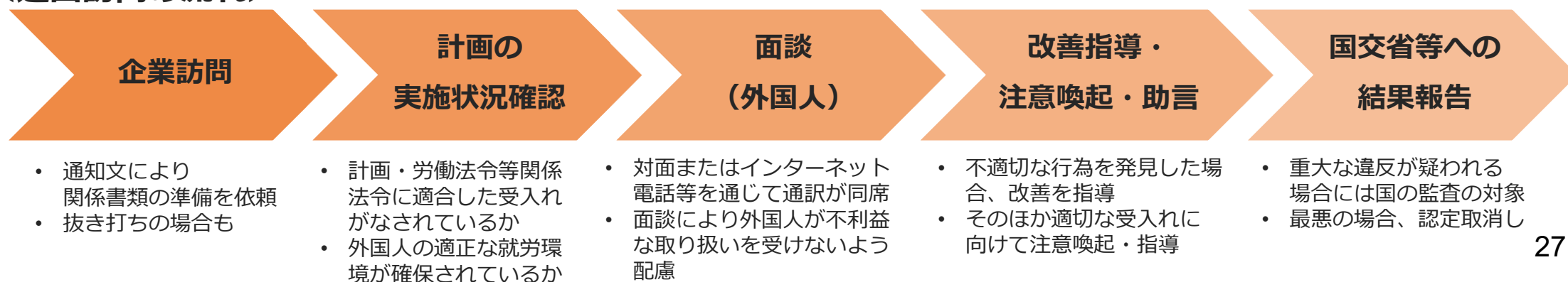
- **FITS**は、**適正就労監理機関**として、JACから委託を受け、**全ての受入企業に対し**、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施します。
- **外国人の適正な就労環境確保のため**、企業は、**巡回指導を受入れる義務**があります。
- 巡回指導の結果は、国土交通省とJACに報告されます。



＜巡回指導の概要＞

- FITSが受入企業を訪問し、役員、受入れの責任者と面会
- 賃金台帳等、関係書類の提出を求め、**国交省に認定された計画どおりの就労がなされているか等について確認**
- 企業への外国人受入れに関する**アドバイス**の実施
- **外国人と面談し**、就労環境、賃金の支払状況、悩みの有無等について**母国語で直接コミュニケーション**（企業の同席はありません）
- 入管法や労働法令、建設業に通じた**全国の指導相談員が巡回指導を担当**

＜巡回訪問の流れ＞





企業の役員や受入れの責任者と面会し、
国交省が認定した計画通りの就労がなされているか確認



外国人就労者と母国語での面談



居住環境の確認

指導・助言書 兼 改善報告書	
(受入企業) _____ (御用) (or) _____ (御主)	
巡回指導にご対応いただき、ありがとうございます。当日ご準備いただきました事項も含め、適切な受入れに円滑な就労に必要な事項等を下記のとおりとさせていただきます。ご確認ください。 また、お手数ですが翌週一か月以内に改善状況を右欄に記入し、資料があれば添付して、担当指導係までご返送ください。当業からご連絡を上げたのに、本部の指示により連絡を断ることはできませんのでご了承ください。貴業からの改善報告は一度提出された後でも、新たな改善事項があれば再度ご提出いただいても構いません。	
巡回指導実施年月日：令和○年○月○日	巡回指導員： _____
巡回指導員： _____	ご回答年月日： _____ 受入企業名称： _____ ご回答者氏名： _____ ご回答者氏名： _____
改善が必要な事項	改善状況 ※改善実施日を必ず記入してください
① ○○手当が就業規則に規定されていませんので、再計算し不足分の支払いをしてください。	① 就業規則○○円は修正し、不足分○○円を○月○日に○月分給与と一緒に振り込みしました。
②	② ○○を変更するための、指導員と相談し、○月○日に実施予定です。
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
注意喚起・助言事項	改善状況 ※改善実施日を必ず記入してください
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	

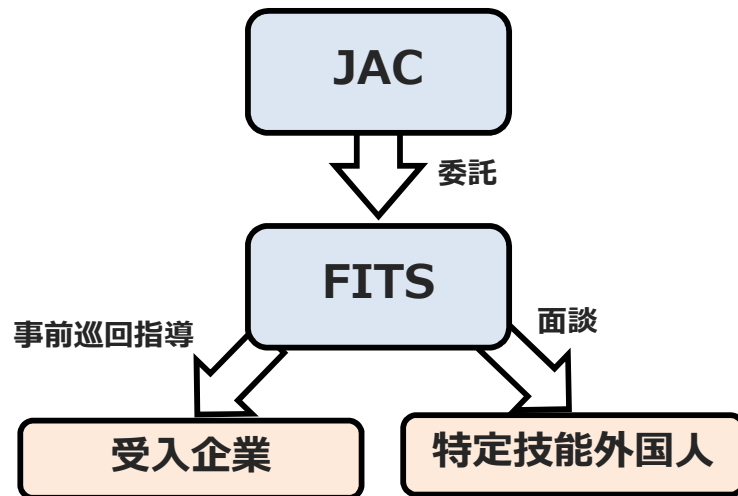
※記入欄が足りないとき補填してください。

指導や助言事項は文書にしてお渡しします。

改善指導を受けた場合、速やかに改善の上、報告する必要があります。

事前巡回指導（適正契約締結サポート）

- 企業は、特定技能外国人の受入れにあたり、国交省が定める基準を満たすよう雇用条件等を定め、重要事項を外国人が十分に理解できる言語で説明した上で、特定技能の雇用契約を締結する必要があります。
- **FITS**は、**JAC**からの委託に基づき、特定技能外国人の受入れを予定する企業が希望し、かつ同企業による適切な受入れが見込まれる場合、事前巡回指導を通じて、中立的な立場から適正な契約締結をサポートします。
- **サポートの活用は任意**であり、事前巡回指導で重要事項事前説明及び雇用契約締結の立会いを受けた1号特定技能外国人は**受入れ後講習の受講が免除**されます。



<事前巡回指導の概要>

- 国交省への建設特定技能受入計画申請前に実施
- 重要事項事前説明書・雇用契約案の作成に関する企業への指導及び助言
- 重要事項事前説明・雇用契約締結に立会い、適正な契約締結を確認
- 特定技能外国人になろうとする者と面談し、契約内容等に関する理解度を確認

- * 適切な受入れが見込めない場合には、事前巡回指導を打ち切ることがあります
- * 実施には時間を要する場合があります
- * 対象言語は中国語・ベトナム語・インドネシア語・フィリピン語

<事前巡回指導の流れ>



- 企業は、外国人の就労開始後、**適正就労監理機関である F I T S が実施する受入れ後講習を受講させる義務**があります。
- 受入れ後講習を通じ、外国人本人が、特定技能制度のしくみや、賃金・業務内容などの企業との契約内容をしっかり理解することにより、**企業との信頼関係が構築され、外国人とのトラブル・引き抜きの防止**につながります。
- 今後のキャリアパスを考えるきっかけを作り、外国人の**技能と日本語能力の向上**のための意欲を引き出します。

※国交省認定前に事前巡回指導を受けた外国人は、受入れ後講習の受講が免除



- ・ 特定技能制度とは
- ・ 建設分野特定技能外国人への支援の仕組み

賃金、業務内容など雇用条件の理解度確認

キャリアパスを考える
—将来に向けて技能や日本語を伸ばそう—

- ◆受入開始後、3か月以内を目途に、F I T S からご案内（有料）
- ◆全国、全言語で順次実施

建設分野 母国語ホットライン相談

FITS咨询热线

FITS (国際建設技能振興機構) 已开设「FITS咨询热线」, 可以对应外国人建设就业者使用中文电话・传真・电子邮件的咨询。

中文电话咨询日及咨询时间

- 咨询日: 每星期的星期一、星期四及星期日 (节假日除外)
- 咨询时间: 10点至18点 (午休13点至14点除外)
- 免费电话号码: 0120-303-861
- 传真号码: 03-6206-8889
- 电子邮件: hotline@fits.or.jp

*FITS是为了支援外国人建设就业者以及接收方面有关人士而设立的一般财团法人。

▲ 中国語

ĐƯỜNG DÂY NÓNG HỖ TRỢ CỦA FITS

FITS (Tổ Chức Phát Triển Kỹ Năng Ngành Xây Dựng Quốc Tế) thành lập "Đường dây nóng hỗ trợ FITS" tiếp nhận tư vấn, giải đáp thắc mắc bằng tiếng Việt qua điện thoại, fax, email cho tất cả lao động ngành xây dựng người Việt Nam tại Nhật

Ngày và thời gian giải đáp bằng tiếng Việt

- Ngày giải đáp: Thứ 2, thứ 5 và Chủ nhật hàng tuần (trừ ngày nghỉ lễ)
- Thời gian nhận điện thoại: Từ 10:00 đến 18:00 (trừ thời gian nghỉ trưa từ 13:00 đến 14:00)
- Số điện thoại tư vấn miễn phí: 0120-303-862
- Số fax: 03-6206-8889
- E-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS là một tổ chức pháp nhân được thành lập để hỗ trợ cho người lao động nước ngoài trong ngành xây dựng, và các đơn vị sử dụng lao động có liên quan

▲ ベトナム語

KONSULTASI HOTLINE FITS

Lembaga Umum Peralihan Ilmu dan Keahlian Internasional Bidang Konstruksi atau FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) menyediakan saluran hotline untuk melayani konsultasi melalui telepon, faksimile, dan e-mail bagi para pekerja konstruksi asing di Jepang.

JADWAL PELAYANAN KONSULTASI DALAM BAHASA INDONESIA

- Hari Konsultasi: Hari Minggu dan Kamis (kecuali hari libur kerja/nasional)
- Waktu Konsultasi: Pukul 10.00 sampai 18.00 malam (tidak termasuk istirahat siang pukul 13.00-14.00)
- Nomor Telepon: 0120-303-863
- Nomor Faksimile: 03-6206-8889
- Alamat E-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS merupakan lembaga umum yang didirikan demi mendukung aktifitas para pekerja konstruksi asing dan semua pihak yang terlibat dalam proses penerimaan para pekerja tersebut.

▲ インドネシア語

Pagkonsultang ginaganap ng FITS

Ang FITS (SALIGAN SA INTERNASYONAL NA PAGBABAHAGI NG KAALAMAN AT KASANAYAN SA KONSTRUKSIYON) ay nagbukas ng "Pagkonsultang ginaganap ng FITS" para mga manggagawang dayuhan sa konstruksiyon upang tumanggap ng inyong tawag, Fax, at e-mail ukol sa pagkonsulta sa inyong katutubong wika.

Araw at oras ng pagsangguni sa telepono para sa wikang Filipino

- Araw ng pagkonsulta: Tuwing Linggo at Huwebes (Maliban sa mga espesyal na araw)
- Oras ng pagkonsulta: 10:00 ng umaga hanggang alas 6:00 ng gabi (Maliban sa oras ng tanghalian 1:00 hanggang 2:00 ng hapon)
- Tel: 0120-303-864 (Libreng pagtawag)
- Fax: 03-6206-8889
- e-mail: hotline@fits.or.jp

*Ang FITS ay organisasyong kinatatag upang matulungan ang mga manggagawang dayuhan sa konstruksiyon at mga taong may kaugnayan sa kanilang pagtanggap.

▲ フィリピン語

FITS Hotline Consultation

FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) opens "FITS Hotline Consultation" for foreign construction worker's consultation through telephone, Fax, or e-mail in your native language.

Consultation days and hours by telephone in English

- Consultation day: Every Sunday and Thursday (except public holidays)
- Consultation hours: 10:00am to 6:00pm (except lunch hour from 1:00-2:00pm)
- Tel: 0120-303-864 (Toll free)
- Fax: 03-6206-8889
- e-mail: hotline@fits.or.jp

*FITS was established as a general incorporated foundation to support foreign construction workers and those who are involved in their acceptance.

Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

This card is an information of hotline consultation of foreign construction workers. Efforts will be made to ensure that those who consult with us are not in any way treated unreasonably, so please feel free to call. Do not lend or hand over this card to others.

2018.4

発行者 (一般財団法人) 国際建設技能振興機構 (FITS)
Issuer: (General incorporated foundation)
Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction (FITS)

住所 東京都千代田区鍛冶町1-4-3 竹内ビル6階
Address: Takeuchi Bldg. 6F 1-4-3 Kajicho, Chiyoda-ku, Tokyo
電話番号 (Tel) 03-6206-8877
URL <http://www.fits.or.jp>

このカードを拾得された方は、お手数ですが上記にご連絡ください。

▲ 英語 (表、裏)

✓ **FITS**は建設分野の外国人就労者に対する支援として、**JAC**からの委託を受け、**母国語ホットライン相談窓口を設置し、5か国語** (中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語) **による相談に対応**。建設業の就労実態を踏まえ、**日曜日も開設**。

✓ 母国語相談の受付日時や連絡先等の案内については、

① JAC・FITSのHPへの掲載

② 窓口の開設時間や連絡先を記載した「ホットラインカード」(左) の配布 (認定時や巡回指導時)

【相談内容例】

特定技能の仕組みに関する問合せ
特定技能外国人の受入先を探してほしい
賃金・休暇等雇用契約に関する疑義

【対応例】

JACと連携して受入先探し
本人の意向を尊重しつつ、受入企業等との仲介

✓ 他の在留資格で入国した者 (技能実習生等) についても、相談先が分からない等の問い合わせがあった場合、担当窓口を紹介。

※技能実習生については外国人技能実習機構、その他在留資格に基づく外国人労働者については各労働局の窓口を紹介。

◆海外での教育訓練・試験

【ベトナム】

- 建設短期大学5校と業務提携
技能訓練・試験を協力して実施



- ・送出機関2機関と業務提携
日本語教育・人材送出を依頼

- 2021年3月・7月に実施予定の
技能評価試験（10職種）の
試験実施に向け、教育訓練を実施予定

- 鉄筋施工職種について、2021年
2月下旬訓練開始、3月23日試験実施

【フィリピン】

- 電気通信の技能評価試験を
2021年3月9、10日に実施

◆制度周知

【書籍の紹介】

- 「建設分野の1号特定技能外国人受入れマニュアル」

【制度説明会】

- 建設特定技能外国人制度の説明会
- 海外進出戦略セミナー

など

- ※2020年度は、計11回実施
(予定も含む)

【動画の公開】

- YouTubeにて特定技能制度に
関する説明動画を公開



「建設分野における特定技能外国人制度の概要」

https://www.youtube.com/watch?v=60kUVd_kqzI&feature=youtu.be

◆国内試験

- 国内に在留する外国人を対象とした技能評価試験

※技能実習時と異なる職種で就労する時や、「留学生」等から
在留資格を切り替える際に受験が必要

- 2020年度実績：100名合格

① 8/28	鉄筋継手職種	@静岡	受験者33名中32名合格
② 9/15	土工職種	@静岡	受験者44名中28名合格
③ 12/4	トンネル推進工職種	@東京	受験者34名中19名合格
④ 12/15	電気通信職種	@東京	受験者48名中21名合格

- 2021年度も複数職種の国内試験を実施予定



建設分野特定技能
評価試験（鉄筋継手）

◆1号特定技能外国人への支援

- 受入企業が、1号特定技能外国人に対して行う10項目の義務的
支援のうち、下記の2項目をJACが無償で支援を実施

※法務省への特定技能支援計画の申請時に契約書が必要となります。
事前にJACへお申し出くだされば契約が可能です。

⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

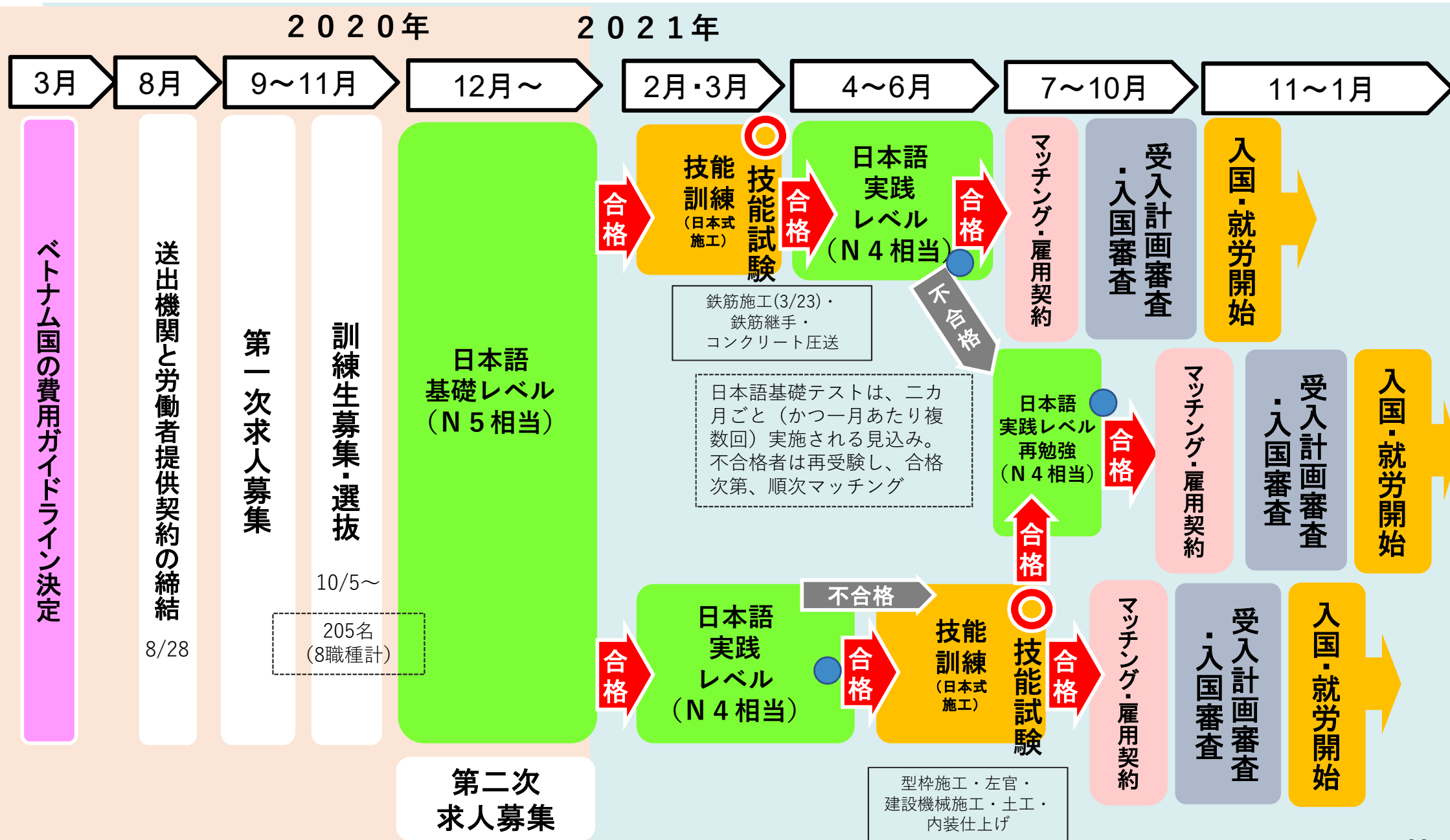


⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

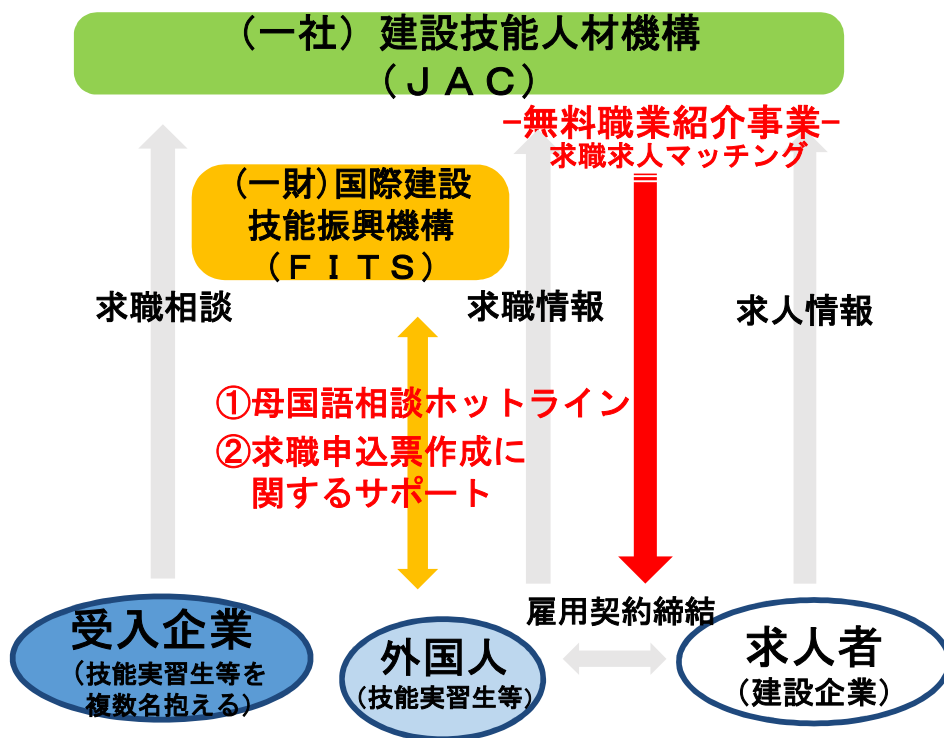


ベトナムでの訓練・試験スケジュール（予定）



JACは、国内において特定技能での就労を希望する外国人（求職者）[※]を対象にホームページを公開し、無料職業紹介（求職求人マッチング）を行います。 ※ 求人希望もJACにて随時受付中

受入企業・外国人本人向けの**2つの相談窓口**を設け、『FITS』がサポート（①②）を行い、『JAC』が求人情報・求職相談を受付、マッチングを実施。



○お問い合わせ先

JAC HP : <https://jac-kill.or.jp/employment.html>

JACメールアドレス : syokai@jac-skill.or.jp

FITSメールアドレス : hotline@fits.or.jp

受入企業の方

例えば…

雇用している外国人（技能実習生等）すべてを特定技能に移行できない場合

1. JAC HPより、求職申込表をダウンロードください。

2. 求職申込票に入力の上、JACへメールください。



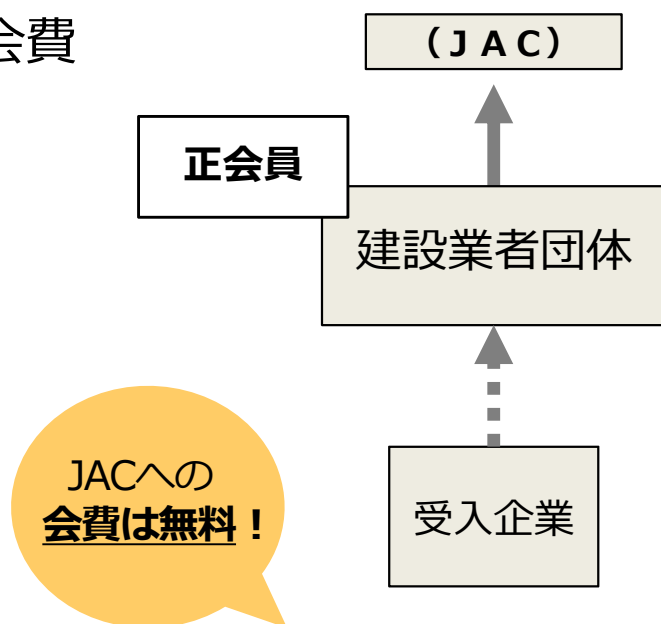
外国人の方

下記をJACにメールください。

- ・在留カードの写真
- ・電話番号またはメールアドレス
- ・求職票（ひらがな、ルビ入りのもの）

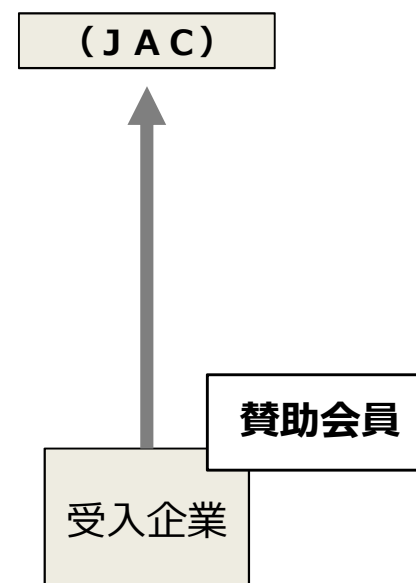
求職票の書き方がわからないときは
FITSに相談！

◆ 会費



① J A Cに間接的に加入する場合

会費：無料
※団体へ会費を負担いただきます。



② J A Cに直接的に加入する場合

会費：
24万円／年

◆ 受入負担金

※特定技能外国人1人あたりの金額

・試験合格者（JACが行う海外教育訓練を受ける場合）

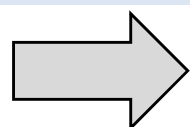
2万円／月

・試験合格者（JACが行う海外教育訓練を受けない場合）

1.5万円／月

・試験免除者（技能実習2号修了者等）

1.25万円／月



受入負担金を原資としてJ A Cの事業を実施